岩見沢市墓地使用条例の一部を改正する条例の概要

第１　改正の趣旨

岩見沢市緑が丘霊園の運用と整合性を図るため、使用許可証の書替えに係る手数料を設定する。

第２　改正の内容

記載事項の変更に伴う使用許可証の書替えに係る手数料を設定する（第５条の２関係）。

第３　施行期日

令和８年４月１日

岩見沢市条例第４９号

岩見沢市墓地使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　７　年１２月２２日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市墓地使用条例の一部を改正する条例

岩見沢市墓地使用条例（昭和２９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第５条の次に次の１条を加える。

（許可証の交付及び再交付手数料）

第５条の２　墓地の使用者には使用許可証を交付する。

２　使用者及び承継使用者は、使用許可証の記載事項に変更があった場合は、使用許可証の書替えを受けなければならない。

３　使用許可証を書き替えるときは、1件につき１５０円の手数料を徴収する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の岩見沢市墓地使用条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。